平成３０年（フ）第２１００号
大阪府茨木市中穂積２丁目13番23号
債務者　荒井久美子
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２１６５号
大阪府吹田市昭和町23番８―406号、前住所大阪府吹田市岸部南２丁目21番８―208号
債務者　寺中　友希
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２２０６号
大阪市淀川区十三本町１丁目６番19―1103号
債務者　山崎晃一郎
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２２０９号
大阪市東淀川区豊新５丁目２番８号　メゾンドクリサンテーム　401号
債務者　服部　卓也
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２２３９号
大阪市住吉区帝塚山東３丁目３番20号　セレッソ帝塚山　202号
債務者　烏野貴美子
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１６８号
岐阜市長森本町２丁目11番７―306号（メゾンアンジュ）
債務者　安江　秀男
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
岐阜地方裁判所

平成３０年（フ）第４９１号
堺市南区茶山台２丁８番１―301号、前住所堺市南区高倉台２丁24番34号
債務者　徳野芙深代
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第４９８号
堺市東区草尾448番地　鶴道団地１棟101号
債務者　亀井　隆司
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第５０３号
大阪府羽曳野市はびきの２丁目１番12号
債務者　笠原　千世
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第５０８号
堺市堺区宿屋町西３丁１番27―502号
債務者　西村　榮與
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第１０号
岩手県上閉伊郡大槌町吉里吉里４丁目６番３号
債務者　関谷みか子
1　決定年月日時　平成30年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成３０年（フ）第２１４号
仙台市太白区袋原字堰場37番地12　クレストールセキバＢ101、住民票上の住所仙台市太白区四郎丸字落合14番地の15
債務者　小野寺裕介
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第１９号
秋田県能代市御指南町３番57号
債務者　今村　健康
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成３０年（フ）第３９号
茨城県日立市東大沼町１丁目29番21号
債務者　柏原　智子
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成３０年（フ）第７０号
茨城県土浦市中村南１丁目５番19号
債務者　糸賀千枝子
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成３０年（フ）第９９号
茨城県小美玉市栗又四ケ2426番地17
債務者　高　　千晶
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成３０年（フ）第１１９号
岐阜県各務原市蘇原大島町２丁目105番地１、前住所三重県伊賀市服部町765番地の５
債務者　辻村壮一郎
1　決定年月日時　平成30年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
岐阜地方裁判所